

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料）
 第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条
 第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料）
 第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条
 第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者	一件につき二千四百円に書面一枚につき八百円を加えた額（二件以上を一の書面とする場合にあっては、一件ごとに一の書面とする場合の額の合計額。）
四 二 （略）		（略）

	納付しなければならない者	金額
一	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者	一件につき二千二百円に書面一枚につき七百円を加えた額（二件以上を一の書面とする場合にあっては、一件ごとに一の書面とする場合の額の合計額。）
四 二 （略）		（略）

2
～
3

(略)

2
～
3

(略)